

重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 方針

利用者様の心身の特性を踏まえ、個別性を尊重した日常生活の維持、回復につとめ、療養生活をその人らしく営むことが出来るよう支援します。

2. みずほ訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所概要とサービス提供地域・職員体制

事業所名	医療法人社団 久遠会 みずほ訪問看護ステーション
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り535-5 みずほ病院内
代表者	所長 宮野 早苗
電話	042-556-1737
事業所指定番号	1367193667
サービス提供地域	瑞穂町・武蔵村山市・埼玉県入間市・青梅市・あきる野市・ 福生市・羽村市・日の出町

事業所名	医療法人社団 久遠会 みずほ訪問看護ステーション 友田営業所
所在地	東京都青梅市友田町3丁目136番地1 西東京ケアセンター内
代表者	所長 宮野 早苗
電話	0428-25-1161
事業所指定番号	1367193667
サービス提供地域	瑞穂町・武蔵村山市・埼玉県入間市・青梅市・あきる野市・ 福生市・羽村市・日の出町

(2) 職員体制

管理者1名	看護師10名	事務員2名
-------	--------	-------

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日 ～ 金曜日
※ 国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く

時間 午前9時 ～ 午後5時まで
緊急時の対応は、24時間受付

※ 緊急時訪問看護の体制を取っていますので、状態の変化や病状の観察、緊急時の処置、かかりつけ医との連携など24時間対応出来ます。
但し、利用者様又はご家族の同意と、介護保険、介護予防の利用者様は居宅サービス計画に組み込まれることが、必要となります。

3. サービス内容

- ・ 病状の観察
- ・ 食事・清拭・排泄・移動等の介助
- ・ 服薬管理
- ・ 床ずれの予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ 緩和ケア
- ・ 療養生活、介護の相談、助言
- ・ カテーテル等の管理
- ・ その他医師の指示による医療処置 等

4. 利用料金

(1) 利用料金、交通費等

【介護保険】

1. 基本利用料金 ※単位×地域加算(10.42又11.05)が利用料金となり、その中の1～3割が自己負担となります

訪問看護1	訪問看護2	訪問看護3	訪問看護4
20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
介護 314単位	471単位	823単位	1128単位
予防 303単位	451単位	794単位	1090単位

※ 夜間・早朝料金 基本料金の25%加算

深夜料金 基本料金の50%加算

2. 加算 (単位)

初回加算(I)	350	初回	新規に訪問看護計画書を作成し、 退院日(翌日以降はII)に訪問実施
初回加算(II)	300	初回	
特別管理加算(I)	500	月に1回	状態に応じて
特別管理加算(II)	250	月に1回	状態に応じて
緊急時訪問看護加算	600	月に1回	状況及び希望に応じて
退院時共同指導	600	退院時	退院又は退所時の会議・指導
看護体制強化加算	550	月に1回	(予防は除く)
複数名訪問看護加算(I)	254	訪問毎	30分未満
	402	訪問毎	30分以上
サービス体制強化加算	6	訪問毎	
口腔連携強化加算	50	月に1回	歯科医・介護支援専門員との連携
ターミナルケア加算	2500	死亡月	死亡月に算定

* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* 准看護師の訪問看護の場合、基本料金10%減額となります。

【医療保険】

1. 基本利用料金 (1日につき2時間以内・週3日まで)

① 訪問看護管理療養費 月の初回13,230円、2日目以降3,000円

② 訪問看護基本療養費 5,550円

※ 1日①+②より、保険法に基づく本人負担分を徴収いたします。

※ 夜間・早朝料金(6～8時・18～22時)2,100円、深夜料金(22～6時)4,200円 追加されます

※ 病名、病状、公費負担医療等により負担額、訪問日程が変わることがあります。

2. 加算

特別管理加算(I)	5,000円	月に1回	状態に応じて
特別管理加算(II)	2,500円	月に1回	状態に応じて
24時間対応体制加算	6,800円	月に1回	状況及び希望に応じて
緊急訪問看護加算	2,650円	日に1回	緊急訪問時 月14日目まで
	2,000円		緊急訪問時 月15日以降
退院時共同指導加算	8,000円	退院時	退院又は退所時の会議・指導
特別管理加算対象者	(+)2,000円	退院時	特別管理対象者は2回まで算定可
退院支援指導加算	6,000円	退院日	退院当日の訪問指導
ターミナルケア療養費	25,000円	死亡月	死亡月に算定
情報提供書	1,500円	月に1回	公的機関、病院等の求めに応じて
ベースアップ評価料(I)	780円	月に1回	月の初日の訪問日に算定

【 その他の利用料 】

交通費	実施地域 無料 実施地域以外 1000円
訪問看護指示料	別途医療機関に支払います(保険負担額により0～900円)
保険外訪問	2時間以内 30分 5,000円 / 2時間以上 30分 4,000円
死後の処置料	21,000円+税
キャンセル料	訪問時、不在の場合は基本料金の自己負担額を徴収いたします。 但し、利用者様の急変、やむを得ない理由等の場合は、徴収いたしません。
文書発行料	500円+税～
駐車場代金	駐車許可証の発行区域外の場合、パーキング料金を請求いたします。(医療保険)

(2) その他

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気などの費用は利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
預金口座からの引き落としとなります。引き落とし手続き終了までは、みずほ病院外来窓口にて支払い、又は指定窓口への振込みとさせていただきます。

5. 緊急時の対応

利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
尚、必要に応じて、緊急搬送等の処置を講じるものとします。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じ、関係機関への連絡を行います。
また、事故の状況、対応を記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対しその損害を賠償します。

7. 個人情報

- (1) 当該事業所の従事者および、従事者であった者はサービス提供をする上で知り得た利用者様及び、そのご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者では、利用者様の医療上又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、利用者様またはご家族の個人情報を用います。
- (3) 利用者様及びそのご家族は医療上必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合、事業者が必要な情報を収集し、その情報を用いることに同意します。
- (4) 事業者は療養生活をサポートする医療、介護関係者及びご家族様等と適切と認める通信手段(SNS,メール等)を用いて個人情報を共有、提供することがあります。
個人情報の共有に際しては必要最小限の内容にとどめ関係者外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

8. その他ご承諾願う事項

- (1) 訪問日時は、止むを得ない諸事情により変更することがあります。利用者様並びにご家族、必要に応じケアマネージャー等と協議、合意の上変更します。
- (2) 利用者様又はそのご家族の事情により、訪問日時の変更も可能です。ただし、事業所の通常業務に差し障りない場合に限りです。
- (3) 天災などの不可抗力により、訪問看護サービスが提供できなくなることがあります。
- (4) サービス開始時間は交通事情等により、前後することがあります。
- (5) サービス提供従事者(訪問看護師)の選任は当ステーションが行います
利用者並びにそのご家族は、原則として訪問看護師の指名はできません。
- (6) ご利用者様、ご家族様に発熱や感冒症状当がある場合は、事前に連絡をお願いします。

9. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の訪問看護サービスに関するご相談、苦情を承ります

利用者相談・苦情担当

担 当	宮 野 早 苗
電 話	042-556-1737
FAX	042-556-5421

- (2) 当事業所以外にも苦情を相談できます

- ・ 各市町村介護保険課

瑞穂町	042-557-0501	福生市	042-551-1511
青梅市	0428-22-1111	武蔵村山市	042-565-1111
入間市	04-2964-1111	あきるの市	042-558-1111
羽村市	042-555-1111	日の出町	042-597-0511

- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号：03-6238-0177

10. 当法人の概要

名称	医療法人社団 久遠会
代表者	理事長 奥井 重徳
関連事業	みずほ病院(療養型病床・回復期リハビリテーション病床・地域包括ケア病床) みずほ病院訪問診療 みずほ病院訪問リハビリテーション みずほ病院居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター(介護老人保健施設) 友田クリニック 友田クリニック訪問診療 友田クリニック訪問リハビリテーション 西東京ケアセンター通所リハビリテーション 西東京ケアセンター居宅介護支援事業所

【訪問看護詳細】

みずほ訪問看護ステーションは下記の通り訪問看護を実施いたします。
 ☆訪問日時、サービス内容は御本人の状態等により必要に応じて調整することがあります。

曜日	回数	時間	内容
	／ 週	時 分 ～ 時 分	病状観察・相談・心理的ケア
	／ 週	時 分 ～ 時 分	日常生活の支援・医療的ケア
	／ 週	時 分 ～ 時 分	リハビリテーション・悪化予防
	／ 週	時 分 ～ 時 分	緩和ケア・服薬管理・酸素管理
	／ 週	時 分 ～ 時 分	緊急時対応

【保険、利用料金】

介護保険・介護予防の自己負担分(1割) 単位数×地域加算 (10.42 又11.05)

基本料金 介護 I 1 314単位	予防 I 1 303単位/回	自己負担割合 <input type="checkbox"/> 2割 左記料金×2 <input type="checkbox"/> 3割 左記料金×3 <input type="checkbox"/> 自己負担なし
介護 I 2 471単位	予防 I 2 451単位/回	
介護 I 3 823単位	予防 I 3 794単位/回	
介護 I 4 1128単位	予防 I 4 1090単位/回	
緊急時訪問看護加算	600単位(月)	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位(月)	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位(月)	
看護体制強化加算(予防は除く)	550単位(月)	
サービス体制強化加算	6単位/回	
複数名訪問看護加算(Ⅰ/Ⅱ)	254/402単位/回	

医療保険の自己負担分(1割)

基本料金 月の初回訪問日	1,878 円/月	自己負担割合 <input type="checkbox"/> 2割 左記料金×2 <input type="checkbox"/> 3割 左記料金×3 <input type="checkbox"/> 自己負担なし
2日目以降	855 円/回	
24時間対応体制加算	680 円/月	
特別管理加算(高)	500 円/月	
特別管理加算(低)	250 円/月	
複数名訪問看護加算	450 円/回	
緊急訪問看護加算	265/200円 /日	
ベースアップ評価料	78 円 /月	

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者様及びご家族に対して契約書、及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所 医療法人社団 久遠会
みずほ訪問看護ステーション

担当者氏名 宮野 早苗 印

私は、契約書及び重要事項説明書により、事業者からの訪問看護について重要な説明を受け、サービス提供開始に同意、承諾いたします。

利用者氏名

印

同意者

続柄()

印